

# 東館南集会所

〒329-0611

上三川町大字上三川1223-1

☎ 56 8506

## 共同学習会「同和問題の現状と課題」

同和問題をめぐる今までの歩みと現状の諸問題について学習するとともに、解決のための方策やこれからの人権教育のあり方について考えます。

▶日時＝7月28日（木） 午前9時30分～11時30分

▶場所＝東館南集会所 会議室

▶講師＝部落解放同盟栃木県連合会事務局長 とだ まこと 戸田 眞 氏

▶定員＝16名（先着順）

▶申し込み期間＝7月4日（月）～22日（金）

※町内小中学校教職員を対象とした人権教育研修会を兼ねます。



▶問い合わせ先＝生涯学習課 生涯学習係 ☎ 56 9159

## 現代の人権

### 「刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別をなくそう。」

法を犯すと、その罪に応じた刑罰を受けます。刑罰とは犯した罪を償わせるために国家が課す制裁とも言えます。刑に服した後は、罪の償いは済んだものとして社会に戻ることができます。しかし、刑を終えて出所した人たちに対する社会の偏見や差別には根強いものがあります。仕事に就こうとしても雇ってもらえない、アパートへの入居を断られる、親族からの援助も受けられず、生活に行き詰まるといった問題が起きます。本人が真剣に社会復帰を目指しても、こうした周囲の偏見や差別によって生活基盤が安定しなければ更生もうまくいきません。また、刑を終えて出所した人たちの家族も、罪を犯した人の家族であるという理由で偏見の目が向けられ、差別を受けることがあります。

刑を終えて出所した人が立ち直り、生活を再建するためには、本人の強い更生意欲と共に、周囲の理解と支援によって円滑な社会復帰を実現することが重要です。この問題についての国民の理解と関心を高めるために、昭和25（1950）年から始まったのが「社会を明るくする運動」です。この運動は、前年の昭和24（1949）年に「犯罪者予防更生法（現在の更生保護法）」が施行されたことを機に始まりました。すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい地域社会を築くための全国的な運動で、法務省が主唱し、例年7月を強調月間としています。今年度も「～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～」をスローガンとして、さまざまな形で運動が推進されます。

刑を終えた人の立ち直りを支え、本人やその家族が社会から孤立することを防ぐためには、家庭、職場、地域社会等のすべての人の理解と協力が不可欠です。

**7月は「社会を明るくする運動強調月間」「再犯防止啓発月間」です。**

▶問い合わせ先＝生涯学習課 生涯学習係 ☎ 56 9159